

# 壱岐市ネーミングライツ事業 手続きフロー図

## <施設特定公募型>

市による施設等の選定  
募集条件の決定

- 市が、愛称を募集する対象を選定します。
- 募集期間や応募資格について、市は一定の条件を付すことがあります。



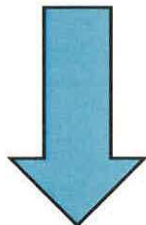
ネーミングライツ・スポンサーの募集

- 市はHPや広報紙で周知を行い、ネーミングライツ・スポンサー（以下、スポンサーという）を募集します。



壱岐市広告審査委員会による審査  
（契約締結候補者の選考）

- 審査委員会が、応募内容（応募者、愛称、契約条件）の審査を行い、契約締結候補者の選考を行います。
- 審査において一定以上の評価を得た応募者の中で、評価結果が最も高い応募者を契約締結候補者とします。
- 選考結果は全応募者にそれぞれ通知します。



関係者及び市民  
への意見聴取 ※

- ※ 審査の中で必要性が認められた場合、市は関係者及び市民へ応募内容を公表し、意見を求めることがあります。

市と契約締結候補者による協議

- 市と契約締結候補者は、契約に向けて、愛称の使用開始時期や周知方法等に関する協議を行います。



スポンサーの決定、公表  
契約の締結

- 市と契約締結候補者との協議が整った場合、両者は速やかに契約を締結することとします。
- 市は当該応募者をスポンサーとして決定し、愛称、命名権料、契約期間等とともに、スポンサー名を公表します。



愛称の使用開始

- スポンサーには、契約に定める命名権料を市にお支払いいただきます。
- 市は愛称を積極的に使用します。（条例・規則上の名称は変更しません。）